

東京大学さつき会奨学金実施要項

1. 趣旨

東京大学基金に設置された「さつき会奨学基金」を原資として、本学に入学を志望する優れた女子生徒等であって、経済的な理由により修学困難な者を対象として奨学生の選考を行い、本学への入学後に奨学金を支給して支援することを目的とする。

入試出願前に奨学金を申請し、内定した者は本学入学後に奨学生採用手続きをとることにより、正式に採用が決定する。

※東京大学さつき会

1961年(昭和36年)創設。本学卒業生有志の呼びかけで設立した任意加入の同窓会で、東京大学に在学したことのある女性及び女子在学生により構成されている。

2. 実施期間等

(1) 本奨学金の実施期間は、平成25年度から令和4年度までの10ケ年とする。なお、支給期間は、標準修業年限までとする。

(2) 毎年度の新規採用人数は、若干名とする。

3. 応募資格

一般入試・推薦入試出願予定者で下記項目全てに該当する女子。

(1) 日本の高等学校又は中等教育学校を卒業した者または卒業見込みの者、高等専門学校第3学年を修了した者または修了見込みの者。

(2) 本学学部1年生に入学予定の者で、本学に強く入学を志望する者。

(3) 本学入学後に自宅外から通学せざるをえない者であること。

(4) 成績・人物とも優秀(調査書の学習成績概評がA以上)で、大学進学において経済的支援が必要と認められる者。

(5) 卒業(見込み)の高等学校長等(以下、「学校長」という)が推薦する者であること。

(6) 入学後にさつき会が行う面談(年に1回を予定)に出席できる者であること。

4. 奨学金の申請

申請者は、所定の申請書、所得等の関係書類を添えて、在籍する学校長を通じて、本部奨学厚生課に申請する。

5. 支給額

月額5万円(年額60万円)

なお、加えて入学時に入学支援金として30万円を支給する。

6. 支給期間

学部学生の標準修業年限である4年間とする。ただし、6年制の課程にあっては6年間とする。

また、修士課程(専門職学位課程を含む)に進学する場合には、修士課程の標準修業年限を支給する。

7. 奨学生採用候補者及び奨学生の決定

奨学生採用候補者は、学業成績及び経済状況等により、東京大学さつき会奨学生選考委員会における審議を経て、奨学厚生担当理事(以下、「理事」という)が決定する。採用候補者を決定したときは、理事は、本人及び採用候補者の在籍する学校長あてに通知する。

また、採用候補者が本学入学後に奨学生採用手続きをとることにより、奨学生として決定したものとして取り扱う。

8. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

9. 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（1月以上にわたり日本を離れる場合も含む。）する場合は、速やかにこれを証する書類を本部奨学厚生課奨学チーム（以下、「奨学チーム」という）届け出るものとし奨学金の支給を休止する。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して、奨学チームに支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

10. 奨学金の支給廃止

- (1) 受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を奨学チームに届け出るものとし奨学金の支給を廃止する。
 - (a) 退学又は転学したとき
 - (b) 停学の処分を受けたとき
 - (c) 学業成績が不良となったとき
 - (d) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (2) 前項のほか、次のいずれかに該当する場合は、奨学金に支給を停止することがある。
 - (a) さつき会が行う面談（年に1回を予定）に無断で欠席するなど必要な連絡を欠いた旨の連絡があったとき
 - (b) そのほか受給者としてふさわしくない事実があったとき

11. 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。なお、返納金は資金に繰り入れることとする。

12. 奨学金の辞退

受給者は、奨学チームに奨学金の辞退を申し出ることができる。

13. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに奨学チームに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき
- (2) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき

附 則

この要項は、平成24年7月24日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年7月31日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年9月1日から実施する。